

## [別紙2]

### 論文審査の結果の要旨

申請者氏名 Adhikari Mohan

本研究は、地元住民の参加を促すユーザーグループ（以下、UG）林業政策が導入されてから、森林資源が増加傾向を示すチトワン地方に着目し、森林管理における参加プロセスに対する住民の動機付けの要因を明らかにするものである。

第1章の導入の後、第2章でこの分野の文献をレビューし、多くの研究者が、中央集権的な森林管理政策、政策決定と計画過程において地元住民の意見が反映されないことが主な原因となって、森林資源の多大な減少と森林部門における危機を引き起こしてきたと論じていることを指摘し、第3章で論文の枠組みを、森林・コミュニティ・森林利用規制が、森林管理における参加プロセスへの地元住民の動機付けにどう影響を及ぼすかのメカニズムを明らかにすることと定めている。

第4章で、研究対象地について、8つのUG林業地が存在し、31の村があることを述べ、また調査方法を記述している。森林UGの構成員とは無関係に492世帯を無作為抽出し、フォーマル・インフォーマルなインタビュー調査を実施して、データを収集した。さらに現地に赴き、インフォーマルな会話、観察、地元住民や重要なインフォーマントとの議論を通じて、補完的な情報を収集した。

第5章では歴史的展開を以下の様に述べている。ネパールにおける主要な森林問題は、1957年に政府が全ての森林資源を国有化し、中央集権的な森林管理システムに置いたことにより生じた。政府の森林政策に不満をもった地元住民は、地元の森林資源から森林産物を不法に収獲し、この時期にかなりの森林資源を失った。1978年にネパール政府は参加型パンチャヤット制林業プログラムを導入したが、利得の分配、意志決定プロセス、利用者の権利は曖昧なままで、森林管理において地元住民の参加を喚起するまでには至らなかつた。パンチャヤット制から多数政党型の民主主義に政治システムが変化したことがきっかけとなって、1990年にチトワン地方において代替的な制度、UG林業が導入された。1993年森林法や1995年森林施行令は、森林管理において、森林利用者や森林担当官の役割を明確に定義し、民主的な制度となった。この制度のもとで、運営規則、集団決定制、組織規定は相互に作用し、住民参加や持続的な森林管理を促した。

第6章ではUG林業の導入による制度変化を記述している。それによれば、制度の定着に伴い、住民参加の度合いが過去数年の間に増大していることが明らかとなった。住民の大半は、森林管理の柔軟な制度と、森林産物の所有が主たる理由となって、UG林業において住民が動機づけられ参加するようになったと考えている。

第7章で地元住民によるUG森林の利用実態を明らかにしている。UG林業プログラムの下では、6000haの国有林の管理は、森林管理局から地元森林UGに委譲されたが、約85%の住民は燃材や他の森林産物を採取する場としてUGの森林を利用している。さらに、かなりの量の家畜用飼料、草、落葉、床敷き、木材、非木材森林産物を地域の集落林から得

ていた。このUG林は、燃材の総需要の50.3%、草や床敷きの20%、木材の32.7%、非木材森林産物の8.7%を満たしている。

第8章では地元住民のUG林業の評価を明らかにしている。社会的要因に関しては、UG林業プログラムのメンバー内の公平性を増大させている。UG林業は閑散期の活動と家内産業の発展には大きな影響を与えていないが、地域住民の大半は地域レベルにおけるUG林業の成果に満足している。森林資源の状況の変化については、明らかな変化がみられた。これは森林管理や森林資源の保全における活発な住民参加によるところが大きい。燃材や他の森林産物の供給は地域森林利用者の需要を満たしている。森林産物利用に対する異なる政策の導入は、閑散期における森林産物を利用可能にしたという点で有効であった。地域環境に関しても、被験者の大半は、洪水、土壌流出、農地におけるシルト堆積等の現象が減ってきていることを実感していた。また農業生産性の増大、水位の上昇についても実感しているが、これはUG林業による正の影響を反映していると言える。

第9章では研究をまとめると共に、UG林業の制度の主要な弱点の一つとして、地域森林利用者と森林官との間で完全な信頼関係が結ばれていないことを挙げ、政策提言を行っている。

以上、本論文は、丹念な現地調査に基づき、ノンパラメトリック統計を用いて、森林管理参加プロセスに対する住民の動機付けの要因を明らかにするとともに、チトワン地方のUG林業に関して貴重な知見を提示したもので、学術上応用上、貢献するところが少なくない。よって審査委員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。